

## 赤村会計年度任用職員（教育委員会関係）募集案内

### 1 会計年度任用職員(教育委員会関係)について

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の一会計年度を超えない範囲で、かつ、1週間あたりの勤務時間が正規職員（38時間45分）よりも短いパートタイムの会計年度任用職員を募集します。

※毎会計年度ごとに募集をします。

### 2 採用条件について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

『欠格条項』

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・赤村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれらに加入した者

※全ての職種において年齢制限はありません。

### 3 申込手続

#### (1) 応募書類

申込書は、赤村ホームページに掲載のほか、教育委員会窓口で配布いたします。

なお、申込については教育委員会へ郵送又は持参で受け付けます。

#### (2) 申請期間

令和5年3月1日（水）から令和5年3月20日（月）まで（土、日は受け付けていません）

【郵送の場合】 当日消印有効です。封筒の表面に「会計年度任用職員任用申込書在中」と記載し、裏面には住所・氏名を必ず記載してください。

宛先 〒824-0432

田川郡赤村大字内田1188番地 赤村教育委員会 教務課

【持参の場合】 教育委員会窓口で、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

#### 4 採用の方法

書類選考により採用を決定しますが、必要に応じて面接を行うこともあります。

#### 5 連絡について

- (1) 面接及び採用の通知等につきましては全て申込書記載の連絡先に行います。変更があった場合には速やかに教育委員会教務課までご連絡願います。なお、採用の通知につきましては、令和5年3月27日までに郵送いたします。
- (2) 他に就職先が決定したとき、または本村の会計年度任用職員を希望しなくなった場合は速やかに教育委員会教務係まで連絡してください。
- (3) 提出された申込書はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

#### 6 勤務条件等

- (1) 勤務場所  
赤村「募集職種一覧」をご覧ください
- (3) 任用期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 7 報酬

報酬は、職種によって異なります。詳しくは「募集職種一覧」をご参照ください。

※報酬のほか、所定の要件を満たした場合に期末手当が支給されます。原則講師は3.0か月分となりますが、在職期間に応じた支給割合で算定するため、任用初年度においては最大1.95か月分になります。

#### 8 勤務時間

週33時間45分（1日6時間45分×週5日）

※詳しくは「募集職種一覧」をご参照ください。

※一部の業務においては、上記の勤務時間と異なる場合があります。

※勤務時間外に勤務を命じる場合は、時間外勤務手当に相当する割増報酬をお支払いいたします。

#### 9 休暇

年次有給休暇及び特別休暇（夏季、忌引休暇等）があります。

初年度の年次有給休暇は10日間です（任用年数により加算）

夏季休暇は5日間です（固定）

## 10 社会保険及び災害保険

各法令、条例等に従い、任用期間、勤務時間等に応じて、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償（労働者災害補償保険）等を適用します。（任用期間、勤務時間等によっては適用とならない場合があります）

## 11 その他

### (1) 服務及び懲戒

会計年度任用職員には、正規職員と同様に、地方公務員法に定める以下の規定が適用されます。また、懲戒処分等の対象となります。

#### ア 法令及び上司の命令に従う義務（第32条）

職務遂行にあたって、法令等各種規程に従うとともに、上司の職務命令に忠実に従わなければならない。

#### イ 信用失墜行為の禁止（第33条）

その職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

#### ウ 秘密を守る義務（第34条）

職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。退職後においても同様。

#### エ 職務に専念する義務（第35条）

勤務時間中、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

#### オ 政治的行為の制限（第36条）

公の選挙において投票するよう勧誘運動をするなどの政治的行為をしてはならない。

#### カ 争議行為等の禁止（第37条）

ストライキ、怠業その他の争議行為又は県の機関の活動能率を低下させる怠業行為をしてはならない。

#### キ 営利企業等の従事制限（兼業の禁止）（第38条）

任命権者の許可を受けずに私企業を営むことや報酬を得て本来の業務以外の仕事をしてはならない。

※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業等の従事制限の対象外です。ただし、兼業をする場合は、兼業内容について、事前に確認を行うことになるほか、信用失墜行為の禁止や職務専念義務等といった他の地方公務員法上の服務規律の観点から、一定の制限が設けられることもあります。

## 12 申込書の取扱いについて

### (1) 個人情報の取扱い

申込書に記載された個人情報については、会計年度任用職員採用に必要な範囲内でのみ利用します。

『問い合わせ先』

赤村教育委員会 教務課

〒824-0432

福岡県田川郡赤村大字内田1188番地

☎ 0947-62-3003

FAX 0947-62-3017

e-mail : aka-k.kyoi@vill.aka.lg.jp